

琉球大学学術リポジトリ

沖縄放棄請求権（4条1項）国内措置

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43684

施設庁・開発庁了解事項①

知事

中

(文書処理上の記事)	文書番号	第	号	存	書
	受付	昭和	年 月 日	校	訂
	起案	昭和	年 月 日		
	決裁 (供覧)	昭和	年 月 日	送	
	施行	昭和	年 月 日		

内閣府副官長
 内閣府議室長
 了
 内閣府議室次官

防衛事務次官
 防衛施設局長
 次長
 総務部長

神尾副官長
 事務次官
 局長
 次長
 総務部長

起案者
 係
 番

(件名)
 神尾におけ、請求権問題等、
 了解事項について
 上述の件について防衛施設局長
 發行した神尾副官長へ同件別紙

総 理 府

協議乞 防衛施設局長 神尾副官長に送付

上記了解事項を取纏める
 ための、昭和48年8月6日付で
 上記了解に基き、この旨を

了解事項

一、いめゆる沖繩における対米請求権問題については、当面、防衛施設庁が中心となり、沖繩庁との協力の下に、早急な調査を行い、実情の把握に努める。

二、右の調査結果に基づき、事案の処理については、防衛施設庁および沖繩庁、他関係省庁協議の

上、処理するにとし、その協議が整わないうちは、内閣審議室において調整を行う。

三、いめゆる対米請求権問題に關する現地における住民からの相談、要望の受付は、防衛施設局が当るにとし、沖繩庁、沖繩総合事務局もその意図となり、協力するものとする。

その他、現地における住民等
らの苦情の受付については、原則
として沖縄開発庁沖縄総合
事務局が当るとする。

総
理
府